

答申第 1113 号

諮問第 1774 号

件名：土地の形質の変更届出書の一部開示決定に関する件（第三者審査請求）

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「土地の形質の変更届出書（法人 A 提出分）」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において開示することとし、審査請求の対象となった別記 1 に掲げる部分（以下「審査請求対象部分」という。）のうち、別記 2 に掲げる部分は不開示とすべきである。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 5 年 4 月 25 日付けで行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 6 月 8 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書のうち、審査請求対象部分の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、令和 5 年 6 月 8 日付けで、審査請求人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起とともに、本件行政文書の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件行政文書の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対し、令和 5 年 6 月 21 日付けで、本件審査請求に係る裁決に至るまで本件行政文書の開示を停止する旨の通知をした。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行わ

れることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとしている。

また、廃棄物処理法第 15 条の 19 第 1 項の規定により、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないとしている。

本件行政文書は、審査請求人が、廃棄物処理法等に基づき、廃止後の最終処分場跡地である〇〇市内の指定区域において、土地の造成、道路の構築及び商業施設等の設置など土地の形質変更を行うにあたり、愛知県知事あてに届け出たものである。

#### (2) 本件審査請求について

審査請求人は審査請求書及び釈明書において、本件行政文書には、詳細な新しい工事手法が記載されており、そのうち審査請求対象部分を審査請求人のノウハウとして新工法の確立を考えていること、また、審査請求人及びその関係者が根拠のない誹謗中傷等による業務妨害を受け、事業の遂行が不適切に害されるおそれがあることから、開示された場合、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、当該情報は条例第 7 条第 3 号イに該当する旨を主張していることから、以下、審査請求対象部分を開示することとした理由について述べる。

#### (3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件行政文書に記載されている B 工法は、軟弱な地盤を締め固める工法として一般的に用いられているものであり、廃棄物地盤の改良にも適用されている。審査請求人が不開示とすることを求める審査請求対象部分に記載されている工法（以下「本件工法」という。）は、一般的な B 工法の手法の一つであり、本件事業者独自の技術とはいえないと判断した。

審査請求人は、審査請求対象部分を開示することにより、業務妨害を受け事業の遂行が不適切に害されるおそれがあると主張するが、このようなおそれは単なる可能性にとどまるものであって、審査請求人の前記の主張は、本件行政文書における審査請求対象部分を不開示とする根拠となるものではない。

以上のことから、別記 1 に掲げる部分は、公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないため、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

## 4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、審査請求人が、廃棄物処理法第 15 条の 19 第 1 項に基づき、〇〇市内の指定区域において土地の掘削・造成等の土地の形質変更を行うにあたり、愛知県知事あてに届け出た文書である。

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件工法等の情報が公になることにより、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報が条例第 7 条第 3 号イに該当する旨を主張している。

また、審査請求書及び説明書によれば、審査請求人が条例第 7 条第 3 号イに該当することを理由に不開示とすることを求めているのは、別記 1 に掲げる部分であると認められる。

そこで、当該部分が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かについて、以下検討する。

(2) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 別記 2 に掲げる部分について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、B 工法は、軟弱な地盤を締め固める工法として一般的に用いられ、最終処分場の廃棄物地盤の改良にも適用されており、法人 C のウェブページや各種文献等でも明らかにされていることから、本件事業者独自の技術とはいえないと主張した。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、土地の形質変更を行うに当たり、土地の状況に応じて個別に工事手法の判断や対応を行うことはあるものの、本件工法自体は、一般的な B 工法であると判断したとのことである。

一方、審査請求人は、意見陳述及び提出資料において、平成 16 年の廃棄物処理法改正後に、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に沿って、最終処分場跡地における土地の形質変更を B 工法を用いて施工したのは、国内において今回が初めてである旨を主張している。

そして、本件工法は、一般的な B 工法の応用ではあるものの、本件において計画されている道路計画等に基づく施工条件や「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」の要件を満足するために行われること等を理由に、従来からの一般的な B 工法とは異なる新しい工事手法である旨を主張している。

これらを踏まえて当審査会において本件行政文書を確認したところ、別記 2 に掲げる部分には、本件工法に関する具体的な内容が記載されていることが認められ、実施機関が開示すべき根拠として挙げる法人 C のウェブページに掲載されている情報や各種文献等の情報よりも詳細な情報が記載されており、事業者独自の技術やノウハウに関する情報であると認められ

る。

よって、これらの部分は、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号イに該当する。

イ 別記2に掲げる部分を除く部分について

当審査会において、本件審査請求対象部分のうち別記2に掲げる部分を除く部分を確認したところ、当該部分には、資料の表題、工事計画の一般的な概要、平面図及び断面図等の情報が記載されていた。

これらの部分は、事業者に特有のノウハウを含むものとは認められないことから、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第3号イに該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求対象部分の不開示情報該当性については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

資料2.1 土地の形質の変更の施行計画書の2(3)の部分

資料2.2 全部

資料2.3 地盤改良工事の3の部分

資料3-3 環境保全対策の5(2)の部分

別記2

資料2.1の2-8ページの20行目の(3)の次から28行目まで

資料2.2の2-76ページの12行目から22行目まで及び32行目から34行目まで

資料2.2の2-77ページの1行目から16行目まで

資料2.2の2-80ページの模式図の全て(タイトル部分は除く)

資料2.3の2-85ページの20行目から37行目まで(見出しを含む)

資料3.3の3-53ページの22行目から26行目まで

※いずれもヘッダーの記載部分は行に数えない。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 2 . 1 9	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 2 . 2	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 3 . 1 2 (第 681 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 4 . 1 5	審査請求人から資料を受理
6 . 4 . 1 8 (第 684 回審査会)	審議
6 . 5 . 2 7	実施機関から資料を受理
6 . 6 . 2 7 (第 688 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審査請求人から資料を受理
同 日	審議
6 . 7 . 1 8 (第 689 回審査会)	審議
6 . 8 . 2 1 (第 691 回審査会)	審議
6 . 9 . 2 7	答申